

プロポーザル説明書

「川西赤十字病院医療情報システムの導入」にかかるプロポーザルに関する詳細は、日本赤十字社の諸規程及び関係法令に定めるもののほか、このプロポーザル説明書のとおりとする。

1 公告日 令和5年4月10日

2 契約者 長野県佐久市望月 318
川西赤十字病院
院長 酒井 龍一

3 プロポーザルの概要

- (1) 件 名 川西赤十字病院医療情報システムの導入
- (2) 導入内容 別添「川西赤十字病院医療情報システム基本仕様書」のとおり
- (3) 導入場所 長野県佐久市望月 318 川西赤十字病院
- (4) 導入期限 令和6年3月31日（稼動予定時期：令和6年1月）

4 参加資格

- (1) プロポーザルに参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 公示の日から開札までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は長野県内で行われた不正行為等に基づき、長野県若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。なお、長野県及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、上記公告の日から開札の時までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。

- (3) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 担当部署

所在地：〒384-2292 長野県佐久市望月 318

施設名：川西赤十字病院

担当者：事務部会計課 課長補佐会計係長 田中 優彦 用度係長 佐藤 瞳

電 話：0267-53-0555

F A X：0267-53-5901

6 プロポーザル説明書、仕様書等の配布期間及び場所

- (1) 配布期間：令和5年4月10日（月）～令和5年4月19日（水）

土曜、日曜及び祝日を除く 9時～16時

- (2) 配布場所：上記5に同じ。

川西赤十字病院ホームページ <https://kawanishi.jrc.or.jp/> からダウンロード可能

7 プロポーザル参加表明書等の提出

本件プロポーザルに参加する場合は、次に従い、プロポーザル参加表明書（別紙様式1）を提出すること。

- (1) 提出期限：令和5年4月19日（水）16時まで

土曜、日曜及び祝日を除く 9時～16時

- (2) 提出場所：上記5に同じ。

- (3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

8 プロポーザル説明書、基本要件仕様書等に関する質問及び回答

- (1) プロポーザル説明書、基本要件仕様書他本件プロポーザルに関するに対する質問がある場合は、次に従い質問書（別紙様式2）により書面及び電子データ（エクセル形式）で提出すること。なお、質問がない場合においても「質問なし」として必ず提出すること。

ア 提出日：令和5年4月20日（木）10時～16時

イ 提出先：上記5に同じ

FAX：0267-53-5901

E-mail：kaikei@kawanishi.jrc.or.jp

ウ 提出方法：

(ア) 質問書はFAXもしくは持参により提出すること。

(イ) 書面に合わせて電子データ（エクセル形式）により質問事項（書面と合わせた項目を列にとったもの）をE-mailにより提出すること。

(ウ) 上記6によるプロポーザル参加表明書の提出のない者からの質問には回答しないこと。

(2) 上記(1)の質問に対しては、下記により回答すること。

ア 回答期日：令和5年5月2日(火)14時(予定)

イ 回答方法：プロポーザル参加表明書を提出したすべての者に対し、同参加表明書に記載されている担当者あてE-mailにて回答すること。

ウ 留意事項：仕様書等にかかる追加事項、変更事項等が発生した場合は、本回答に併せて通知する場合があること。

9 企画提案書等の提出期間、提出場所及び方法

(1) 提出期間：令和5年5月10日(水) 9時～16時

(2) 提出場所：上記5に同じ。

(3) 提出方法：持参すること。

(4) 提出書類：

ア 企画提案提出書(別紙様式3) (正本1部)

イ 応札技術仕様書(別紙様式4) (正本1部、副本10部)

ウ 導入実績調書(別紙様式5) (正本1部)

エ 業務実施体制(別紙様式6) (正本1部)

オ 企画提案書 (正本1部、副本10部)

カ 提案見積書・内訳書 (正本1部)

キ 参考見積書・内訳書 (正本1部)

ク 付属資料 (正本1部、副本10部)

(5) 提案書等の記載内容

企画提案書等作成要領(資料2)に基づくものとする。

10 プレゼンテーションの開催日時及び場所等

(1) 日 時：令和5年5月17日(水)13時30分から

(2) 時 間：各提案者プレゼンテーション30分以内

なお、プレゼンテーション後、質疑応答の時間を別に設ける。

(3) 場 所：長野県佐久市望月318 川西赤十字病院 会議室

(4) 内 容：基本要求仕様書及び企画提案書の内容を中心とした提案全体に係りもの。

(5) その他：プロポーザルの特定にあたっては、プレゼンテーションへの参加は必

須であること。プレゼンテーションには従事者自身が出席することとし、会場への入場は、参加1業者につき3名以内とすること。また、PowerPoint等の使用は可とし、その際、プロジェクターは当院が用意するものを使用して構わないが、ノートPCは持参すること。

11 プロポーザルの審査及び特定方法

応札技術仕様書による評点、提案価格(導入費用、運用費用)のほか、本件導入に対する理解度、企画能力、業務実施体制、業務実績について、川西赤十字病院の選定する評価者により総合的に審査し、優先交渉権者のプロポーザルを特定する。

12 契約手続き等

- (1) 当院は優先交渉権者として特定された者と、日本赤十字社の諸規程に従い必要事項について協議の上、契約を締結すること。
- (2) 協議が不調となった場合には、プロポーザルの評価が上位であった者から順に必要事項を協議の上契約を締結することがあること。
- (3) 契約対象となる内容は、そのすべてをプロポーザルの記載内容に拘束されるものではなく、当院と優先交渉権者と特定された者との協議により確定する。ただし、契約にあたってはプロポーザルの記載内容は最低限保証すること。

13 その他

- (1) 保証金及び契約履行保証
 - ア 保証金 免除とする。
 - イ 契約履行保証 免除とする。
- (2) 手続きにおける交渉の有無 有。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 関連情報を入手するための窓口： 上記5に同じ。
- (5) 失格となるプロポーザル提出者

上記4に掲げるプロポーザル参加資格を有する者であっても、プロポーザル及び見積書の内容によって、本件導入に適合した履行がなされないと当院が判断した場合、そのプロポーザルを提出した者を失格とすることがある。
- (6) プロポーザルの無効

参加表明書又はプロポーザルが次の条件の一つに該当する場合には、無効となることがあること。

 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - カ 本件プロポーザルを公示した以後、プロポーザルの特定がなされるまでの間に、担当部局以外の当院及び日本赤十字社役・職員に対し、本件に関する接触を求めたもの。ただし、提案に必要な事項の調査等のために担当部局の許可を得た場合は、その限りでない。
- (7) その他

- ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外の目的で提出者に無断で使用しないものとする。
- イ プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し日本赤十字社として指名停止措置を行うことがあること。
- ウ 提出された書類は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合があること。
- エ 提出期限以降におけるプロポーザルの差し替え及び再提出は認められない こと。
- オ 提出された書類は、返却しないこと。
- カ 提出されたプロポーザルは公正性、透明性、客観性を期すため公表することがあること。
- キ プロポーザルの作成のために当院より受領した資料は、当院の了解なく公表・使用することはできないこと。
- ク プロポーザル作成及び提出に係る費用は提出者が負担すること。
- ケ プロポーザルの内容等について後日詳細を確認することがあること。